

登録企業遵守規定

(KM3-P008)

2000年 3月21日 制定

2007年12月 6日 改定1版

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル

本規定は高圧ガス保安協会の財産であり、配布されたものの全部又は一部を、当協会配布管理責任者に無断で複写・再生・流用したり、第三者の手に渡したりすることを禁じます。

登録企業遵守規定

1. 目的

この規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）のOHSマネジメントシステム審査登録業務において、協会の審査登録を受けた企業（以下「登録企業」という。）が、審査登録の維持・継続のため遵守すべき事項等を定め、当該業務の公正、適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 遵守事項

2.1 一般

- (1) 登録企業は、登録に係るOHSマネジメントシステムとその実施状況を、適用OHSマネジメントシステム基準に適合するように維持しなければならない。
- (2) 登録企業は、協会による次の審査を受け入れ、審査の実施に必要な準備をすべて行わなければならない。
 - ① 1年毎の定期審査（但し、更新審査を行う場合は、更新審査が代替する。）
 - ② 3年毎の更新審査
 - ③ 下記の不定期審査
 - a) 定期審査を補うため、登録企業と協会との合意により臨時に行う補間審査
 - b) OHSマネジメントシステム変更届に伴う再審査 [2.2(2)参照]
 - c) 協会への苦情若しくはその他の情報の分析結果から、登録企業に適用基準への重大不適合又はこの規定への重大な違反があることが明らかになった場合に臨時に行う再審査
 - ④ 是正処置の確認のための再審査 [2.5(2)⑤参照]

2.2 OHSマネジメントシステム等変更届と再審査

- (1) 登録企業は、登録されたOHSマネジメントシステムに関する変更について、次のような場合は、協会に対し速やかに変更届を提出しなければならない。
 - ① 登録範囲を変更（拡大・縮小）しようとする場合
 - ② 登録全体を返上しようとする場合
 - ③ 適用基準への適合性に影響を与える可能性のあるその他の変更を行う場合（組織改正、OHS方針・OHSマネジメント体制・工程・施設の変更等）
 - ④ 企業名、事業所名、所在地表示等、登録証記載事項に変更があった場合
 - ⑤ 受審責任者又は連絡担当者に変更があった場合
- (2) 登録企業は、協会が上記(1)の変更届を受けて変更箇所の再審査が必要と判断した場合は、この再審査に応じなければならない。

- (3) 上記(2)の再審査は、定期審査、更新審査又は補間審査に併合して実施することができる。但し、次の場合は、速やかな再審査を要する。
- ① 登録範囲の拡大を伴う場合
 - ② 適用基準への適合性に影響する可能性のあるその他の重要な変更の場合（企業の吸収・合併、OHS方針・OHSマネジメント体制・工程・施設の大幅変更等）
- なお、上記①②の場合であっても、直近に定期審査、更新審査又は補間審査がある場合は、それらに併合して実施する事ができる。

2.3 登録証及び登録ロゴ等の使用条件

- (1) 登録企業は、顧客等の要求に応じ、登録証のコピーを提供できる。但し、コピーした登録証の誤用や乱用を防止するため、実物と紛らわしい場合、登録証のコピーにはコピーである旨の識別を行わなければならない。
- (2) 登録企業は、登録ロゴを次のような場合に、登録の範囲内及び登録の有効期間内においてのみ、使用することができる。
 - ① 企業紹介パンフレットなど広報活動文書への印刷、貼付及び解説文中への引用
 - ② 企業名入り封筒、用紙などへの印刷、貼付
 - ③ 製品カタログの解説文中への引用なお、登録ロゴを名刺に使用する場合は、該当事業所において登録範囲の業務に従事する者のみが使用できる。
- (3) 登録企業は、OHSマネジメントシステムが適用基準に適合していることを示すためにのみ登録証及び登録ロゴ等を使用し、協会によって製品又はサービスが適格であると承認されたと思わせるような方法で登録証及び登録ロゴ等を利用してはならない。例えば、製品自体に登録ロゴを付けたり、製品又はサービスの適合性を示すと解釈されるような方法で登録ロゴを使用してはならない。
- (4) 登録企業は、登録の対象範囲についてのみ登録されていることを表明しなければならない。登録範囲の縮小を受けた場合は、該当部分で登録証及び登録ロゴ等を使用してはならない。
- (5) 登録企業は、登録の一時停止又は取消しを受けた場合、登録ロゴを使用してはならない。また、登録証及び登録ロゴ等を引用しているすべての宣伝・広告を中止し、協会の要求に従って登録証を返却しなければならない。
- (6) 登録企業は、協会の評価を損なうような方法で登録証及び登録ロゴ等を使用してはならない。また、誤解を招く又は認めた範囲を逸脱すると協会が見なすような登録に関する表明をしてはならない。登録証、登録ロゴ、審査の報告書等の登録情報は、それらの一部分であっても、誤解を招くような方法で使用してはならない。

- (7) 登録企業は、登録証や登録ロゴを使用した場合又は登録に関する何らかの表明をした場合は、その記録（サンプル又はコピー等を含む。）を保管し、協会による定期審査、不定期審査及び更新審査等の際に、求めに応じて開示しなければならない。
- (8) 登録企業は、文書、パンフレット又は宣伝・広告等の媒体で登録について触れる場合、上記(1)～(8)の要求事項及び協会から配布する「登録ロゴ使用の手引き(KM3-K014)」に従うほか、疑問がある場合は事前に協会に問い合わせ、確認を行うものとする。

2.4 外部コミュニケーション

- (1) 登録企業は、登録範囲の活動に関して、外部の利害関係者から受けた全ての苦情及びそれに伴う是正処置の記録等、適用基準の要求事項に従った全てのコミュニケーション及び取った処置の記録を保管し、必要に応じ協会が利用できるようにしなければならない。
- (2) 上記(1)の記録は、協会による定期審査、不定期審査及び更新審査等の際に、求めに応じて開示しなければならない。

2.5 是正要求への対応

- (1) 登録企業は、次のような協会からの是正要求に対し、下記(2)の手順に従い是正処置を実施し記録しなければならない。
 - ① 2.1の定期審査、不定期審査及び更新審査における不適合事項に対する是正要求
 - ② 2.2のOHSマネジメントシステム等変更届の不提出に対する是正要求
 - ③ 2.3の登録証及び登録ロゴ等の使用条件への違反に対する是正要求
 - ④ 2.4の外部コミュニケーションについての規定への違反に対する是正要求
 - ⑤ その他、本遵守規定への違反に対する是正要求
- (2) 是正要求への対応手順は下記①～⑤による。
 - ① 登録企業は協会から送付された是正要求書の不適合事項又は違反等の内容及び是正期限を確認する。
 - ② 上記是正期限は、適正な範囲に限り協会との協議により変更することができる。但し、協会の審査評価委員会がとくに付した期限についてはそれに従う。
 - ③ 登録企業は、改善着手の意志表示のため是正計画書を協会に提出する。但し、下記④の是正報告書を速やかに提出できる場合は、是正計画書を省略できる。
 - ④ 登録企業は、是正期限内に改善を実施し、是正報告書を協会に提出する。
 - ⑤ 協会が上記④の報告書の内容を確認し、さらに現地再審査を要すると判断した場合には、登録企業はこれを受け入れ、現地再審査による確認を受ける。

3. 登録の一時停止及び取消し

- (1) 適用基準への重大不適合の他、登録企業による次のような行為は、登録の一時停止又は取消しの原因となる。
 - ① 協会に提出する公式文書への虚偽記載や協会からの確認に対する虚偽回答（登録前の行為が事後露見した場合も含む。）
 - ② 2.5(1)①～⑤の是正要求への不対応
 - ③ 審査登録料金の不払
 - ④ その他、審査登録制度の目的に著しく反する行為
- (2) 登録の一時停止又は取消しの処分を受けた場合、当該企業は、協会の「異議申立等処理要領(KM3-P009)」にしたがい、協会に対し文書により異議を申し立てることができる。

4. 違反の公表及び法的手段等

- (1) 登録企業が宣伝・カタログ等で審査登録システムについて不正確な言及をしたり、誤解を招くような方法で登録証及び登録ロゴ等を使用した場合には、その違反の程度に応じ、協会による是正要求、登録の一時停止又は取消しの対象となるのみならず、違反の公表及び、必要な場合には、法的手段等（差止請求、提訴等）の対象となる。

5. 協会の窓口

- (1) 2.3(8)の窓口は、ISO審査センター（以下「センター」という。）管理グループマネージャーとする。
- (2) 2.1(2)及び2.2(1)の窓口は、センター審査グループマネージャーとする。
- (3) 3.(2)の窓口は、上級経営管理者とする。

附 則

この改正(改定1版)は、2007年12月 6日から適用する。